

「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等
～こども大綱の策定に向けて～（中間整理）」に対する
御意見募集（パブリック・コメント）について

令和5年9月29日
こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付

標記について、下記のとおり、御意見を求めます。

- 現在、こども基本法に基づき、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」の策定に向けて、議論を進めています。
- こども大綱の案は、こども基本法第17条第2項において、内閣総理大臣を長とする閣僚会議である「こども政策推進会議」において作成することとされており、同条第3項において、こども政策推進会議は「こども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」こととされています。
- 本年4月に開催されたこども政策推進会議において、内閣総理大臣からこども家庭審議会に対し、今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等について諮問があり、こども大綱の案の作成に向けた具体的な議論はこども家庭審議会において進めることとされました。
- こども家庭審議会における議論の中間整理として、本年9月、こども家庭審議会において「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～（中間整理）」（以下、中間整理）が取りまとめられました。
- 今般、こども・若者、子育て当事者を始めとする皆様から広く御意見を募集するため、中間整理についてパブリック・コメントを実施します。

1. 募集期間

令和5年9月29日（金）～令和5年10月22日（日）必着
※ 郵便についても、募集期間内の必着とします。

2. 募集対象

「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～（中間整理）」

3. 提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。
なお、お電話での御意見は受け付けしかねますので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より御提出ください。

(2) 郵送の場合

別紙の様式（A4 用紙）をダウンロードし、その様式に沿って御意見等を御記入の上、以下の宛先まで御送付ください。

〒100-6003 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 22 階
こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付企画調整係 宛て

4. 提出に当たっての注意事項

- ・ 提出いただく御意見は日本語に限ります。
- ・ 個人の場合は、氏名、住所及び連絡先を、法人の場合は、法人名、所在地及び連絡先を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します）。提出いただいた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。
- ・ お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。